

議案第 37 号

市長等の給料の臨時特例に関する条例の制定について

市長等の給料の臨時特例に関する条例を次のように制定する。

平成 25 年 6 月 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

市長等の給料の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与の改定及び臨時特例を踏まえ、市長等の給料の臨時特例を定めるものとする。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の特例)

第 2 条 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 9 号）第 3 条に定める給料の支給に当たっては、給料の月額から、給料の月額に、市長にあつては 100 分の 20、副市長にあつては 100 分の 10 を乗じて得た額を減ずる。

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第 3 条 特例期間においては、北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 10 号）第 3 条に定める給料の支給に当たっては、給料の月額から、給料の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減ずる。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。